

自宅と預金・金融商品が中心の方向け

相続税申告簡易パック 20万円(税別)~

お得な相続税申告プランのご案内

相続税法が改正され、平成 27 年 1 月 1 日以後に亡くなった方については、相続税の基礎控除額が 4 割縮減されました。

今までは、「相続税＝資産家」というイメージでした。しかし、この改正により都市部に持ち家があれば相続税がかかる可能性が高くなりました。ただし、相続税の申告をすれば、様々な特例が受けられ、相続税がゼロになる場合もあります。

改正前

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

相続人が妻と子 2 人の家庭(基礎控除 8,000 万円)

自宅の土地、建物	3,000 万円
預金	2,000 万円
合計	5,000 万円

→ 基礎控除以下のであるため
相続税はかからない

改正後

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

相続人が妻と子 2 人の家庭(基礎控除 4,800 万円)

自宅の土地、建物	3,000 万円
預金	2,000 万円
合計	5,000 万円

→ 基礎控除をこえるため
相続税の対象となる

※弊社では、相続税法の改正によって新たに相続税の申告が必要となる方を対象にリーズナブルな料金プランをご用意しました。

ご来社いただいた方
初回面談無料！
まずはお気軽にお問い合わせください。

(来社日、時間帯につきましてはご相談ください。)

税理士法人アクシス



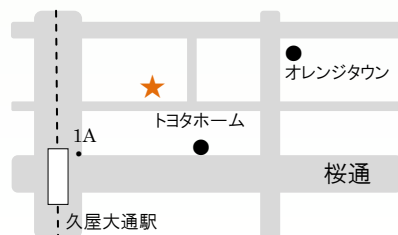
名古屋市東区泉一丁目 15 番 15 号

TEL 052-951-4011 FAX 052-951-4015

Email nagoya@axis-net.or.jp

受付時間 9:00~18:00(土、日及び祝日を除く)

※ お問い合わせの際には「簡易パックのチラシを見た」とお伝えください。



地下鉄「久屋大通」駅 1A 出口より徒歩 1 分